平成31年２月22日に、厚生労働省健康局長より、『「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（受動喫煙対策）』が通知されました。
今回の改正の趣旨は、「望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める」ことです。
施設の区分は、子どもや患者等に特に配慮し「敷地内禁煙」となる“第一種施設”と、事務所、工場、ホテル・旅館、飲食店等が該当する「原則屋内禁煙」となる“第二種施設”に大別され、調理師養成施設は、第一種施設に該当すると規定されております。
第一種施設の施設内禁煙は、2019年７月１日から施行となります。

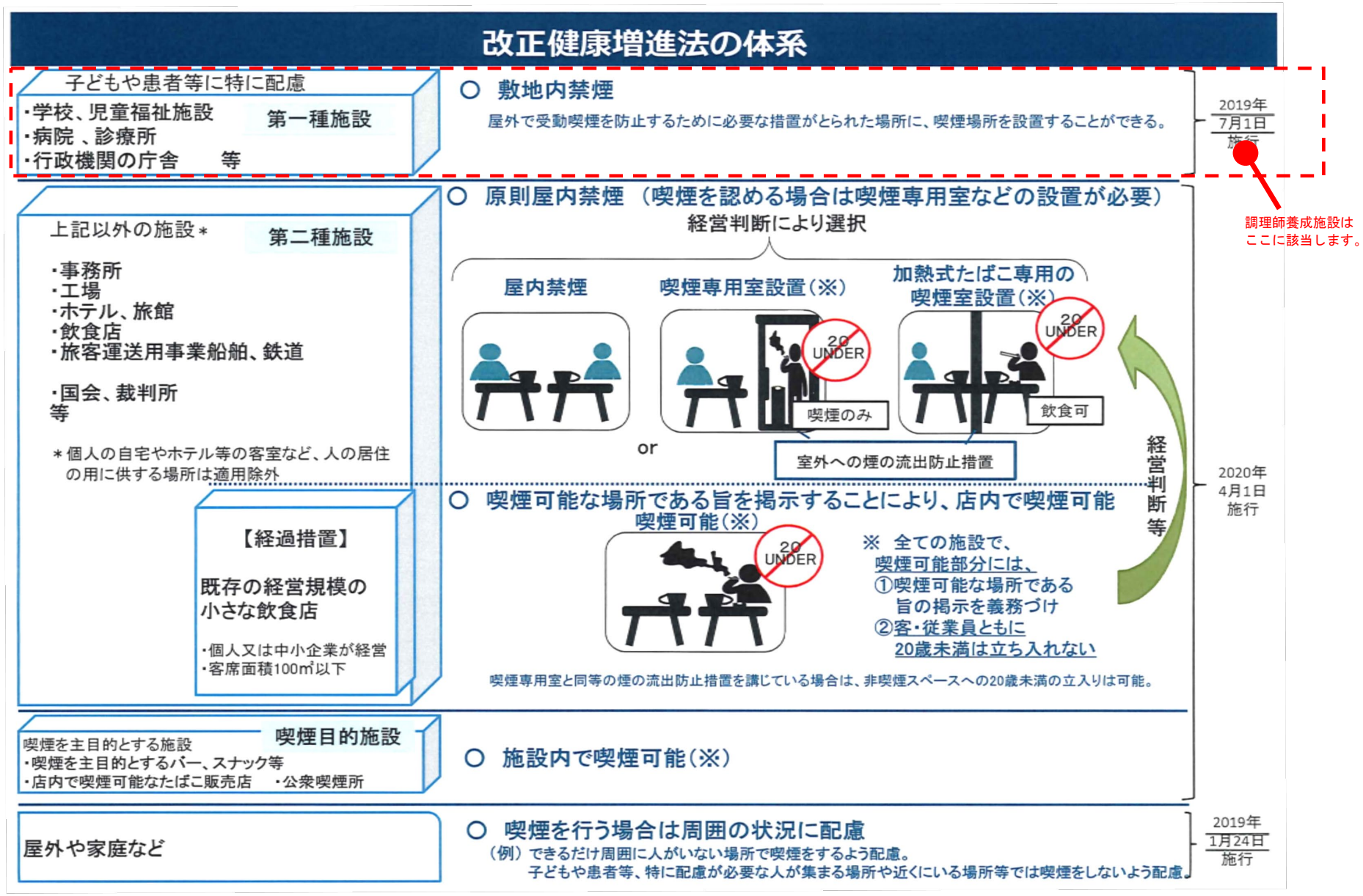

改正健康増進法における義務内容及び義務違反時の対応について

○　改正健康増進法においては、以下の義務を課すこととしている。

【全ての者】①喫煙禁止場所における喫煙の禁止、②紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等の禁止

【施設等の管理権原者等】③喫煙禁止場所での喫煙器具、設備等の設置禁止

④喫煙室内へ20歳未満の者を立ち入らせないこと　等

○　義務に違反する場合については、まずは「指導」を行うことにより対応する。指導に従わない場合等には、義務違反の内容に応じて勧告・命令等を行い、改善が見られない場合に限って、罰則（過料）を適用する。
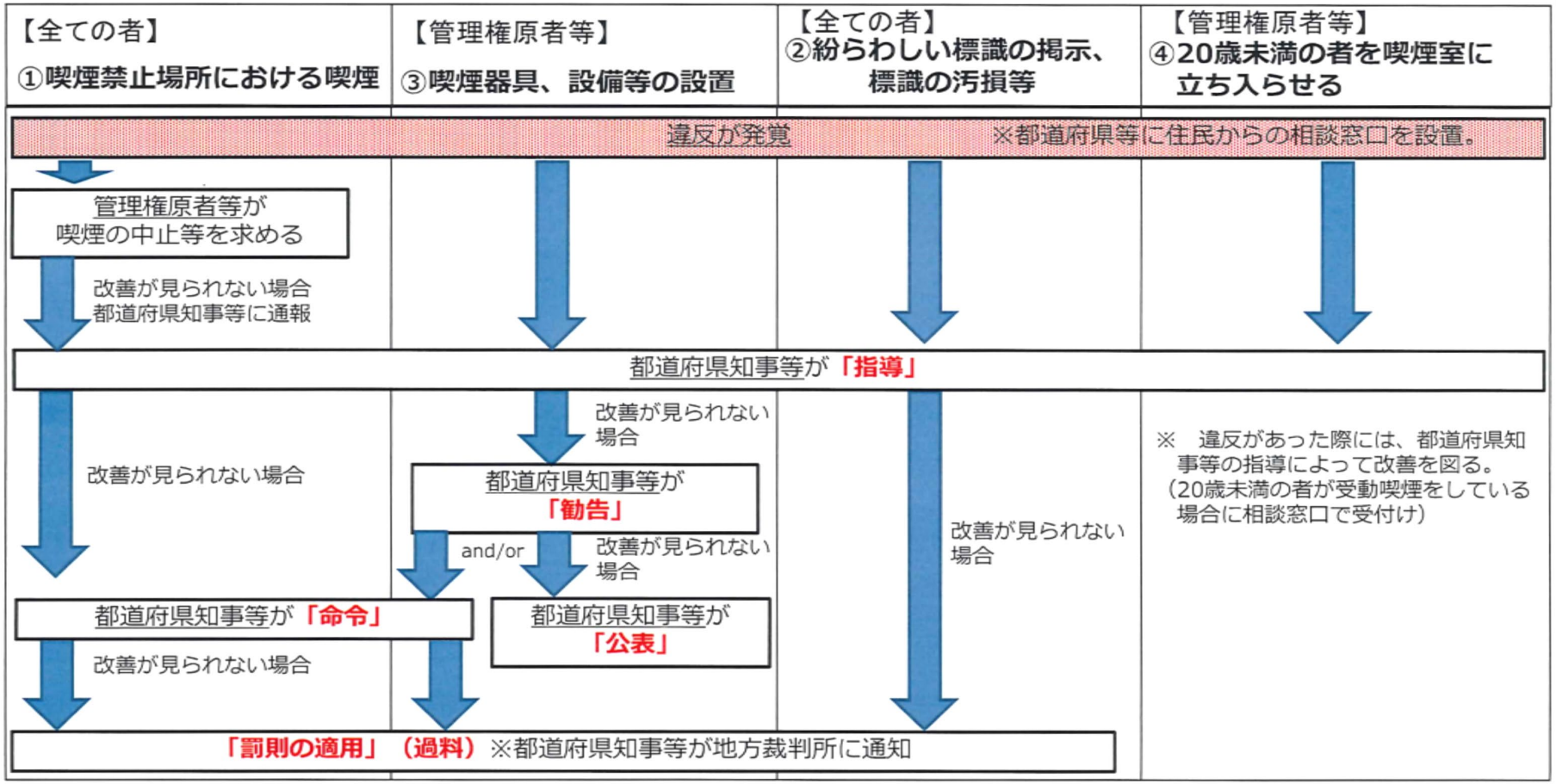
＜義務違反時の対応＞